

建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
〒371-0023 （略称・建交労群馬県本部）
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

新年あけまして

おめでとぅございます

消費税率を引き下げ

最低賃金を1500円に



明けましておめでとぅございます。すでに気がついていらっしゃる方も多いと思いますが、今年は「労働組合の年」になります。理由は、オミクロン株の市中感染と消費者物価の上昇です。労働者の収入より支出が増える予測です。こういう時、職場に労働組合があるのとならないのでは大きな違いになります。あったとしても眠ったままの組合ではダメで、覚醒しなければなりません。「労働者の生活と権利を守る」、このことに全力を上げる虎です。否、年です。

昨年十一月二十六日、岸田文雄総理大臣が「新しい資本主義実現会議」で「春闘」という言葉を使い、「3%を超える賃上げを期待する。」と述べています。総理大臣の発言として強制力があるのなら別ですが、結局、労使交渉で決着します。労働組合がない企業でも賃上げするのか疑問です。一体何のための発言なのか、何のためのポーズなのか、疑心が生じます。

もし、本気で労働者のことを考えているのであれば、総理大臣として確実にやれることがあります。それは、消費税率を下げることであり、最低賃金を1500円に引き上げることです。労働組合があるなしに関わらず、すべての労働者の可処分所得を増やすことができます。できることに触れず、できないことに触れる。あたかも労働者の味方であるかのようなポーズに惑わされることなく、7月予定の参議院議員選挙を見据える必要があります。

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部

執行委員長 藤嶋 研

確定申告



談会でしっかりと節税を！

「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみてはいかがでしょうか？

組合の確定申告は簡単・便利！完成した確定申告書は封筒に入れて郵便ポストにポイ。これで完了。税務署で待たされることはありません。気軽に仲間をさそって参加してください。

月次支援金や一時支援金など、これらの収入は所得税に関しては雑収入となりますが、消費税は非課税扱いとなります。

組合では毎年この時期に県本部事務所において下表

日	時	会 場
2月13日(日)	午前9:00 ～ 正午まで	建交労群馬 県本部事務所 〒371-0023 前橋市本町 3-11-12
2月20日(日)		
2月27日(日)		
3月6日(日)		

提出は簡単！
完成したら郵便ポストへポイ！
簡単・便利な
組合の税金相

相談受付てます！

確定申告・支援金等の

のように毎週日曜日に税金相談会を実施していますが、コロナ禍のため電話相談や事前予約による平日相談も受け付けます。

【必要書類を忘れずにお持ちください】

- ① 昨年の確定申告書の控え（無くてもできるが、あると作成がスムーズに）
- ② 売上・経費のわかるもの（同封した組合の自主計算書等で集計してあると作成が早い）
- ③ 国民健康保険料の支払額。分からない場合は事前委市役所へ問い合わせ。
- ④ 国民年金の支払い証明書（無いと控除できない）
- ⑤ パート所得のある配偶者は源泉徴収票
- ⑥ 生命保険料、介護保険料、地震保険の控除証明書
- ⑦ 住宅ローン控除（2年目以降は銀行の残高証明書だけで良いが、初回の場合は請負契約書、不動産登記簿謄本、住民票の写しが必要）

適当な消費税対応は危険！

売上を900万円台で申告している人への税務調査が毎年多く発生しています。税務署は、こうした申告書について「意図的に消費税課税業者となるのを免れようとしているのでは？」と疑ってかかるのです。

消費税を払いたくないからと安易に売上額を操作して1000万円以下にして申告することは大変危険です。税務署は税金取り立てのプロです。通常の税務調査は過去3年分ですが、悪質と判断されると税務調査は5年から、最長7年までさかのぼって行われ重加算税が35%かかります。

事業復活支援金

* 2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者へ、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

* 対象者 : 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額

➤ 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式： 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象月※2の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月の
いずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

* 開始時期：所要の準備を経て、申請受付開始予定

事業復活支援金・相談受付

個人50万円、法人100万円

新型コロナウイルスに影響を受ける事業者への新たな経済対

策として、「事業復活支援金」が創設されました。地域・職種

を問わず、一定以上売上高が減少した事業者が対象となります。組合は、持続化給付金時と同様に申請希望者の相談に応じますが、まだ申請開始時期や白色申告者の場合の計算方法等が未定です。詳細が明確になるのが1月末か2月上旬と言われてま

す。決定し次第あらためてご案内します。支援金は「左記経産省パンフ」の通り、新型コロナウイルスの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売

不正防止等のため 事前確認が必要

今回の支援金では、不正受給や誤って受給してしまうことを未然に防ぐため、申請希望者に対して、事業を実施しているか、給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認する「事前確認」が必要となります。

事前確認とは事業復活支援金の不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。具体的には、「登録確認機関」が対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。

このように、前回の持続化給付金よりも申請前の作業がワンステップ増えるため、個人での申請は非常に困難であると思われます。その点組合はタイアップした「登録確認機関」があるので、事前確認もスムーズに行うことができます。